

## 中学校の部活動に係る活動時間の適正化及び教員の負担軽減について（提案）

平成 29 年 10 月 21 日

大森 不二雄

### 1. 部活動の休養日の設定及び活動時間の短縮（平成 30 年度実施）

大阪市としては、生徒の心身の健全な成長、疲労蓄積の防止、学習時間の確保等、並びに、教員の負担軽減、長時間勤務の解消、授業準備や教材研究のための時間確保等の観点から、平成 30 年度より文部科学省が平成 9 年に示した部活動の休養日及び活動時間の設定例（別紙）を基準とすることとして準備を進め、同省が平成 29 年度末を目途に策定するとしているガイドラインが策定された場合には直ちに基準を見直すこととする。

そして、平成 30 年度には、全市立中学校に上記基準の遵守を義務付けるとともに、基準よりも少ない活動時間及び基準よりも多い休養日を推奨するものとする。

### 2. 部活動指導員の全市的設置（平成 30 年度全区各 1 校試行、31 年度全中学校実施）

教員の負担軽減及び長時間勤務の解消並びに部活動の指導体制の充実を図るため、本市は、部活動指導員の設置を計画的に推進することとし、以下のとおり、平成 31 年度における全中学校への配置を展望して、30 年度においては全行政区各 1 校への配置を試行するものとする。なお、両年度の取組については、それぞれ成果と課題を検証し、その後の取組に活かすこととする。

また、平成 32 年度以降における全運動部等への部活動指導員の原則必置を目指して、人材確保等の課題の検討を進め、必要な具体策に関する結論を 32 年度予算案の検討までに得るものとする。

#### (1) 採用手続

部活動指導員の採用基準は、教育委員会が定める。

校長は、翌年度の部活動指導員の候補者を確保し、教育委員会に推薦する。教育委員会は、採用基準を充たすことを確認の上、採用する。部活動指導員の推薦及び採用決定は、原則として採用年度の前年度中に行う。

#### (2) 学校に対する区長を中心とする全市的支援

校長は、部活動指導員の候補者を確保できないときは、区長・区担当教育次長に人材の紹介を依頼するものとする。依頼を受けた区長・区担当教育次長は、区役所並びに本庁市長部局及び教育委員会を通じて適任者を探し、紹介するものとする。その場合、区役所及び市役所は、スポーツ推進委員のほか、体育協会、競技団体、地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブ等に協力を依頼し、適任者の探索及び紹介に最善を尽くすものとする。

校長は、紹介された人材を候補者とする場合、上記（1）により教育委員会に推薦する。

なお、全市的取組として、本庁市長部局及び教育委員会は、上記関係団体等の理解・協力が得られるよう、正式な依頼を行うこととする。

#### (3) 部活動指導員の全市的設置

教員の長時間勤務の解消及び授業準備時間の確保等の観点から、平成 31 年度には全中学校の運動部活動及び活動実態が運動部なみの文化部（以下、「運動部等」という。）のうち、当該競技等の経験のある顧問教諭を確保できないなど必要性の高い運動部等を対象として、部活動指導員を設置することとする。

平成 30 年度には、行政区ごとに 1 校ずつ選定した中学校において、競技等経験のある顧問教諭を確保できないなど必要性の高い運動部等への部活動指導員の設置を試行することとする。

#### (4) 部活動指導員と担当教員の役割分担

部活動指導員を設置した運動部等については、部活動指導員を顧問とし、原則として教員の顧問は置かず、当該部活動を担当する教員を指定し、年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせるものとする。

### (5) 部活動指導員の採用予定数

部活指導員の採用予定数は、平成31年度は400人程度(参考:全市の運動部等の総数は1,525)、各区1校で試行する平成30年度は80人程度(試行対象校ごとに概ね3乃至4人)と想定する。

### (6) 部活動指導員への報酬

部活動指導員に対する報酬額については、その職責の重さを考慮するとともに、他の自治体の例及び本市の非常勤講師の報酬額を参照し、時間当たり単価2,000円から2,500円程度で設定することが妥当である。

**【部活動指導員報酬所要額(試算)】**(従事回数は毎月20回、各回2時間と想定して、試算)

平成31年度: 4億8,000万円(時間2,500円×1回2時間×月20回×12月×400人)

平成30年度: 9,600万円(時間2,500円×1回2時間×月20回×12月×80人)

### (7) 部活動指導員の悉皆研修

全ての部活動指導員を対象に、必要な研修を行政区ごとに実施する。

同研修では、下記4「部活動の基本原則」を含む『大阪市部活動指針』(平成25年9月策定)の内容を全員に徹底することとする。また、文部科学省が平成29年度末を目途に策定するとしているガイドラインの内容を踏まえ、学校教育活動の一環として行われる部活動の特性や安全確保・事故対応等を含め、学校職員かつスポーツ指導者として必要十分な研修内容を確保する。

## 3. 部活動に頼り過ぎないスポーツの振興及び人材確保(平成30年度準備、31年度実施)

### (1) 部活動時間の短縮と中学校体育施設開放による地域スポーツの振興

地域の実情に応じ、地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブ、学校体育施設開放事業等において、中学生を含む青少年が学校を超えたスポーツ活動、異世代との交流を伴う地域スポーツ活動を行えるよう、行政区ごとに創意工夫を活かして取り組む。その一環として、平成30年度は、各行政区において、部活動指導員設置の試行対象校その他適当な学校について、中学校の学校体育施設開放事業をスポーツクラブ等への管理委託等により推進し、部活動の練習時間の短縮(上記1参照)によって生まれる開放可能時間を地域スポーツの振興のために有効活用する。

### (2) スポーツ指導者人材バンク(仮称)の創設

市立学校の部活動指導員その他のスポーツ指導者として業務に従事する意思のある市内外在住者で一定の要件を充たす者を登録するスポーツ指導者人材バンク(仮称)を設置することとする。

### (3) スポーツ団体等との連携協力

中学校体育連盟、体育協会、競技団体、地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブその他のスポーツ団体等と連携し、スポーツ産業を含む企業等の支援を求めながら、以上の取組を推進する。

## 4. 部活動の基本原則

- (1) 体罰・暴力行為・暴言・ハラスメントの排除: 指導に全く不要、絶対に許されないこと
- (2) 科学的根拠に基づいた合理的指導: 練習量でなく、質に重点を置き、休養を確保
- (3) 開かれた活動: 顧問任せ・指導者任せにせず、閉鎖空間を作らない、校長のマネジメント
- (4) プレイヤーズファースト: 勝利至上主義ではなく、自ら考え行動できる力を育成
- (5) バランスのとれた人間形成: 学業との両立、幅広い経験、多様な人間関係を妨げないこと